

【用途:危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】(平成31年3月31日時点更新)

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄の数値は、建築物の各階、各方向の最小のものを記載しています。

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考1 (耐震診断に係る補足)	備考2 (耐震改修に係る補足)
						内容	実施時期		
1	大同特殊鋼株式会社 渋川工場 調質工場	渋川市 石原 500番地	危険物の貯蔵場	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s=0.61$ $q=1.12$	—			耐震改修済 平成28年10月完了
2	信越化学工業株式会社 群馬事業所 磯部工場 P工場	安中市 磯部2丁目 13-1	危険物の貯蔵場	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s=0.62$ $q=1.02$	—	—		耐震改修済 平成31年1月完了

## 附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

I：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。